

こちらも
ご利用ください♪



狹山市駅西口にある
総合子育て支援センター
「ちゃっぼ」は親子で気軽に遊べます(利用無料)

Q 市がマイナンバーを
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例
マイナンバー法施行に伴い
必要事項を定めるもの

Q 《賛成多数(17名)で原案可決》
市として、マイナンバー制度をどう活用するのか。
A マイナンバー法が規定した事務のうち、本市は25事務が該当する。主な事務は、生活保護法による保護の決定、地方税の賦課徴収、公営住宅の管理、国保の保険給付、児童扶養手当など。

Q 個人番号カードの作成
《賛成多数(17名)で原案可決》
現在の住民基本台帳カードはいままで使用できるのか。また、個人番号カードの有効期限はどうなるのか。
A 住基カードの有効期限まで使える。個人番号カードの有効期限は10年間だが、20歳未満のかたは5年間となる。

Q 民間施設であった釣場を智光山公園の施設として
《賛成総員で原案可決》
◆都市公園条例の一部改正
智光山公園内に有料の釣場を設置するもの

Q 個人番号カードを再交付した場合の手数料は。
A 個人番号カードの住所などの追記欄の余白がなくなった場合や、発行側のミスによるICチップの破損など、本人に責任がない場合は無料となる。

議会からの 提案が実る!

昨年の決算審査で市議会として「市民交流センター内の一時預かり事業については、利用者拡大に向け、環境改善等の対策を講じるように」と要望していました。今回、使用料の改定が行われ、より多くのかたに利用していただけることを期待しています。

11月から300円/時間に!!
総合子育て支援センターの一時預かり保育室(有料)

9月定例会
9月1日~9月30日

第3回定例会では、「個人情報保護条例の一部改正」や「都市公園条例の一部改正」など、27議案が市長から、また請願1件が提出されました。議長を除く20人の議員で採決した結果、すべての議案を原案のとおり同意・可決・認定しました。

総合子育て支援センター 一時預かり保育室の使用料を減額しやすく額に

主な議案審議

◆市民交流センター条例の一部改正

総合子育て支援センターの一時預かり保育室の利用を促進するため使用料を減額するもの

《賛成総員で原案可決》

Q 使用料が700円から300円に引き下げになった背景と現状の一時預かり保育室の利用状況は。
A 当初、使用料はファミリー・サポートセンター事業や他市の類似事業の700円を参考に設定し、利用者を年間約2千人、1日5

自に利用する事務に、心身障害者の福祉手当と医療費、子ども医療費、ひとり親家庭の医療費、幼稚園等就園奨励費補助金、学童保育室入室料の6項目を選定した理由は。
A 申請手続や添付書類を簡略化できるなど、市民の利便性向上に寄与する事務に限定して規定した。

名から6名と見込み、事業を開始した。利用状況は、平成26年度が延べ674人、1日当たり1・88人にとどまっている。このことから、利用者拡大に向けた見直し案として使用料を減額することとした。

Q 算定の基本的な考えは。
A 保育所の一時預かりの保育料の4時間以内1千円を参考に、3時間の利用であれば1千円を下回る金額にした。

Q 料金以外の改定は。
A 現在設けている利用回数の上限を、今回の改定に併せて撤廃する予定。

用語解説
※個人番号カード=全員に交付される通知カードと違い、本人が申請すれば無料で取得できるカード。カードには、住所や氏名、顔写真などが記載され、公的な身分証明書にもなります。

に必要なものは。
A 申請時は申請書と顔写真、交付時は通知カードと交付通知書、本人確認のできる書類が必要となる。